

## ○ 主要なご意見と理由

(意見)

- ・ 変更案に賛成 (4 3 件)

(理由)

- ・ アセトアルデヒドは天然の木材や木質建材以外にも飲酒、喫煙などにより発散されており、アセトアルデヒドの発生メカニズムが明確でなく、住宅を起因とし発散される化学物質であるとは限らないため。
- ・ アセトアルデヒドの人体への健康影響について解明されていないため。
- ・ アセトアルデヒドに関する厚生労働省の指針値に見直しの動きがあり、住宅市場の混乱を避けるため。

(意見)

- ・ 変更案に反対 (5 件)

(理由)

- ・ ハウスメーカーや工務店が低い濃度になるよう努力を始めたばかりであり、ここで指針値を甘くすると、手を抜くようになる。将来に向けて厳しい基準により技術革新がすすむことも考えることが必要。
- ・ 基準からはずれば、抜け道になる可能性もあり、安全性は確保されるとは言えない。平成 15 年に追加したばかりの基準を除外する方が混乱する。基準は十分な科学的根拠をもって作られるべきであり、安全性が確保されるような基準とすることが必要。
- ・ 現状の性能表示制度において空気環境の測定は測定値を表示するものであること、また、指針値が廃止されることはないであろうことから、当面の間の除外であるならば、性能表示制度のみの問題ではなく、各社の空気環境測定の対象選定物質の種類にまで影響が及び、除外・再開前後の混乱を招く恐れがある。
- ・ ホルムアルデヒドの代替物質としてアセトアルデヒドが使用される可能性がある。実態調査の手法として住宅性能表示制度においてアセトアルデヒドを参考値として入れておいてもよいのではないか。
- ・ 今の規制で問題がないため、排除する必要はなく、現場は「混乱」していない。シックハウスは人によって反応が違う。これから科学物質の規制により、各建材メーカーは別の化学物質を使う恐れもあり、複合的に反応することも考えられる。従って規制しておくのが最善である。